

第46回 潮来市民文化祭

期間 ▶ 11月10日(金)～12日(日) ※囲碁大会:11月5日(日)、将棋大会:11月19日(日)
場所 ▶ 中央公民館・潮来公民館・津知公民館・延方公民館・水郷まちかどギャラリー
主催 ▶ 潮来市文化協会

展示部門

期日 11月10日(金)～12日(日)
場所 中央公民館
午前9時～午後4時30分
水郷まちかどギャラリー
午前10時～午後4時
※両会場とも最終日は午後3時まで

活動部門

- 呈茶 期日 11月10日(金)～12日(日)
午前9時～
※お茶がなくなり次第終了
場所 中央公民館 1階 談話室
- 囲碁大会 期日 11月5日(日) 午前9時～
場所 延方公民館 1階 和室
- 将棋大会 期日 11月19日(日) 午前9時～
場所 津知公民館 1階 和室
- 朗読発表 期日 11月11日(土) 午後1時～3時10分
場所 中央公民館 1階 和室

【お問合せ】 潮来市文化協会事務局 (中央公民館内) ☎66-0660

発表部門

期日 11月11日(土)
場所 潮来公民館

順番	部門	時間
1	大正琴	10:00～10:30
2	ギターアンサンブル	10:30～11:15
3	ハワイアン・フラ	11:15～12:10
	休憩	12:10～12:40
4	カラオケ	12:40～13:00
5	民謡民舞	13:00～14:20
6	邦楽	14:20～14:55
7	コーラス	14:55～15:15
8	いきいきITAKOスポーツクラブ	15:15～15:30
9	吟詠剣詩舞	15:30～16:20

- 囲碁大会と将棋大会の参加者を募集します。
参加を希望する方は下記までご連絡ください。
○囲碁大会 矢幡 ☎080-5374-2102
○将棋大会 出津 ☎080-8253-6566

障害者差別解消法が改正に

事業者にも障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務化されます

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会(共生社会)を実現することを目指すため、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から「努力義務」とされていた事業所による障がいがある方への「合理的配慮の提供」が「義務」となります。



○合理的配慮の提供とは

事業者や行政機関等に、障がいのある方から社会的バリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。
例: 筆談、読み上げ、代筆、タブレット端末の利用、介助など

知る

障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト



調べる

障害者の差別解消に向けた
事例データベース



【お問合せ】 内閣府 政策統括官(政策調整担当) 付 障害者施策担当 ☎03-5253-2111